

令和7年度第2回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和7年5月23日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室

開 会 令和7年5月23日(金) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	×	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	×
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	×				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 14 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 高味 俊夫

主 事 宮下 彩乃

議 事 日 程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第4号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 1件

議案第5号 令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価

(2) 報告案件

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 3件

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 9件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

本日もお日柄よく、木々をわたる風にも、そこはかとなく初夏の気配を感じられるころとなりました。委員のみなさまには、熱中症等の体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和7年度第2回清須市農業委員会を開催いたします。本日は2番の酒井委員と4番の横井委員と14番の木村委員より事前に欠席の連絡がありましたが、出席者は11名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は1番伊藤 正敏（いとう まさとし）委員 3番 丹羽 保宏（にわ やすひろ）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第4号】 農地法第3条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、申請番号 R7-4 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

土地所有者が死亡後、相続人が不在であり、申請地を買い取るにより耕作面積の拡大し経営の安定化させるため、譲受人が申し出た所有権移転の申請です。

譲受人は、トラクター3台、ショベル3台、草刈機2台、運搬機2台を所有しております。従事日数は300日、経営面積は2,718㎡、申請地への通作距離は約0.7km、通作時間は車で2分です。

譲受人は新規就農者ではないためヒアリングを行っていません。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は星野委員になりますが

星 野 委 員 申請地は草生えが酷い状態ではあるが、所有者が死亡されているためで
あり、土地としては特段問題ありません

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいで
しょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「当農業委員会とし
て「許可する」ことといたします。

続きまして、【議案第 5 号】令和 6 年度最適化活動の目標及び目標に対
する点検・評価について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 本日、机上にてお配りした A4 縦、1 枚ものをご覧ください。

農林水産省経営局長通知に基づき、令和 6 年度の清須市農業委員会の農
地利用の最適化の推進状況、その他事務の実施状況について、資料のとおり
本委員会の結果をまとめましたのでご報告します。

説明いたします。資料の「1 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集
積」をご覧ください。

前年度末の集積率が 13.6%、令和 6 年度の目標が 15.4%、実績が集積
面積 45.6ha、集積率 19.7%となっています。

「(2) 遊休農地の解消等」をご覧ください。緑区分解消面積目標
0.9ha、緑区分解消面積 2.3ha、黄色区分解消工程表は策定しませんでした。

令和 6 年度の目標新規発生解消面積は 1.1ha、令和 6 年度においても遊
休農地の増加は、解消面積に比べ増加しているため、令和 6 年度実績 新
規発生解消面積は、0 となります。

新規参入の促進については、目標面積を 0.1ha としましたが、実績はあ
りませんでした。

続いて、「2 最適化活動の活動目標」について、毎月皆様からご報告
いただいた内容にて作成しております。

最適化活動を行う委員は、13 名、農地利用最適化推進委員の人数は 3
名、月当たりの目標日数は 7 日、実績は 5 日。

「(2) 活動強化月間」は、目標・実績ともに 8 月以降の農地パトロー
ル、10 月以降の農地利用意向調査、12 月以降の意向調査に基づく集積活
動となります。

「(3) 新規参入相談会」は 1 回を目標としましたが、新規参入相談は

ありませんでした。

「3点検・評価結果」については、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が1名、その他の委員はやや下回る結果としています。

委員の皆様におかれましては、引き続き、月7日の最適化活動目標の達成にご尽力いただきますようお願いし、事務局からの説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、何か質問はありますか。

特段問題無いようですので次に進みます、

続きまして、【報告第4号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出3件及び【報告第5号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出9件ございますが、伊藤委員さんは所用があるため、先に進めていきたいとします。3ページのR7-4と4ページのR7-6を一番最初の案件とします。その後、順次進めていくこととします。事務局より読み上げますので、よろしくお願いします。

事 務 局 はい、では議案書の3ページをご覧ください。

申請番号R7-4、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら、伊藤委員の案件になります。

伊 藤 委 員 生産緑地指定でしたが、除外申請がされていますので問題ありません。

事 務 局 続きまして、議案書4ページをご覧ください。申請番号R7-6、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用です。こちら、伊藤委員の案件になります。

伊 藤 委 員 再転用ですが、問題ありません。

事 務 局 こちらで伊藤委員の案件は以上となります。

では、続きまして議案書の2ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。

申請番号R7-3は所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は店舗建築です。こちら始末書が添付されています。また、破産管財人さんがついており、破産管財人さんによる届出になります。

こちら、小島委員の案件になります。

小 島 委 員 はい、特段問題はございません。

事 務 局 申請番号R7-4、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は絵画教室の建築です。始末書が添付されております。

こちら、丹羽委員の案件になります。

丹 羽 委 員 問題ありません。

事務局 申請番号 R7-5 については所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら、堀田推進委員の案件になります。

堀田推進委員 問題ありません。

事務局 続きまして議案書 3 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出につきまして説明させていただきます。

申請番号 R7-2、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。宮田用水の決済賦課金が該当しております。担当は横井委員ですが事前に確認をいただいて問題ないとの報告いただいております。

申請番号 R7-3、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら横井委員の案件になりますので、事前に確認いただいて問題ないと報告をいただいております。

申請番号 R7-5、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用になります。こちら横井委員の案件になりますので、事前に確認いただいて問題ないと報告をいただいております。

続きまして議案書の 4 ページをご覧ください。

申請番号 R7-7、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。福田悪水の決済賦課金が該当しております。

こちら、石塚委員の案件になります。

石塚委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R7-8、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら、渡邊推進委員の案件になります。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R7-9、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は倉庫建築です。こちら、中野委員の案件になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 続きまして議案書 5 ページをご覧ください。

申請番号 R7-10、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は資材置き場です。こちらは始末書が添付されております。こちら、丹羽委員の案件になります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 事務局からの説明は以上となります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

鈴木推進委員 申請番号 R7-3 について、農地転用していなかったのですか。

会 長 そうですね。地目は農地のままです。

私から質問ですが、石塚委員、福田悪水土地改良区とはどんな組織ですか。普通の用水を取り扱っているわけではないのですか。

石 塚 委 員 用水ではないです。

鈴木正委員 私から説明させていただきます。五条川から西側に受益地が広がっており、稲沢市から名古屋港へ流れていきます。生活雑排水等を流して、管理をしています。旧清洲町で該当します。

会 長 宮田用水と同じように耕作面積に応じて、賦課金払っているのですか。

鈴木正委員 そうです。決済賦課金も宮田用水と同じように、転用した場合支払っていただいています。

会 長 わかりました。ほかに質問はありますか。

事務局 それでは、その他について、事務局から何かあればお願いします。

事務局 では机上配布しました資料をご覧ください。

令和 7 年度農地パトロールについて、今年度も 8 月下旬以降に実施いたします。同じく机上配布しました日程調整表をご記入いただき、次回の農業委員会総会時に提出をお願いします。なお、ご提出いただいた日程調整表を元に 7 月の農業委員会総会にて日程をお知らせさせていただきます。

事務局からは以上となります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 7 年 6 月 25 日、水曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所北館 2 階第 1、第 2 会議室（本日とは別の部屋）にて開催予定ですのでよろしくお願い申し上げます。

以上で令和 7 年度第 2 回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 2 時 3 5 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____